

大分市子どもの学習支援事業助成申請書

大分市長 殿 年 月 日

申請者(保護者)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒 大分市		
	利用生徒との関係	父 ・ 母 ・ その他()		
	連絡先・自宅()-			
	・携帯(父・母・その他) -()-			
	申請日において受給しているもの	生活保護 ・ 就学援助 ・ 就学奨励費(支弁区分Ⅰ)		

※就学援助(就学奨励費)の決定通知の写しを添付してください。

利用生徒	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	性別	男 ・ 女		
	学校名・学年	中学校 年		
	住所(申請者と異なる場合に限る。)			
	同・別居の別	同居 ・ 別居	新規・更新の別	新規 ・ 更新

同意書

大分市子どもの学習支援事業に係る助成を申請するに当たり、以下の事項に同意します。

- (1) 助成金は、利用する指定学習塾からの請求に基づき、指定学習塾に支払うこと。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受け、又は助成に係る権利を譲渡し、転貸し、その他不正な手段により行使した場合は、既に支給を受けた助成金について返還を求めることがあること。
- (3) この申請に基づく審査により助成の決定を受けた場合であっても、大分市子どもの学習支援事業実施要綱第10条各号に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消し、既に助成金が支給されている場合は、その返還を求めることがあること。
- (4) 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出ること。
- (5) この申請に基づく審査を行うため、生活保護又は就学援助の受給の状況について確認を行うこと。
- (6) 大分市から委託を受けた運営事業者が、事業の実施に必要となる個人情報(学習塾が保有する通塾状況等の情報を含む。)を取り扱うこと。
- (7) 指定学習塾において提供するサービスの内容、品質等を大分市が保証するものではなく、指定学習塾の利用に当たり、利用生徒その他の関係者に損害が発生した場合でも、大分市が責任を負わないこと。

年 月 日

申請者氏名

利用希望学習塾 塾名

住所

※「利用希望学習塾」の記載は、その希望する学習塾が指定学習塾となっていない場合に大分市が働きかけをするためのものであり、塾への入会の申込みとなるものではありません。